

文藝春秋

大正十二年一月三十日第三種郵便物認可
平成三十年十二月一日発行(毎月一回一日発行)
第九十六卷第十二号十一月十日発売

前宮司 独占手記 靖国神社の危機 95th 文藝春秋
「羽生結弦世代」最強伝説/昭和天皇の家計簿 十二月号



將軍の世紀

やまうち まさゆき
山内昌之

武威野大学特任教授・
東京大学名誉教授

「第十二回」二つの法度

パクス・トクガワナを支えた法制を作ったのは、
袈裟をまとった「徳川の書記官長」だった。



(上) 家康の右腕「政僧」金地院崇伝
(下) 僧侶の衣裳まで取り縮まれた

一、偽論旨による紫衣

元和元年（一六一五）の禁中并公家中諸法度は、大抵の人びとに徳川家康が天皇から政治的実権を奪う根拠と思わせてきた。これに限らず、家康の法度づくりを悪意から眺める批判は、すつきりと気軽であればあるほど、すっとんと胸に落ちるところがある。一見さりげなく見える外見の柔らかく滑らかなバラの花にも、中に甲虫の悪意が潜んでいるように、中傷の議論に注意しなくてはならない（ブルタルコス『モラリア』10）。二百五十年の平和を可能にした根拠は幕府法だけでない。藩や寺社さらに禁裏と公家を律する法ひいては村や町の掟は、パクス・トクガワナ（徳川の平和）を保障する複合的秩序を形づくってきた。そして、元和元年七月の武家・朝廷・寺院の三法度は複合国家日本を統合する公儀の要として、「この月は正に法度整備の観があり、これによって永く徳川時代を通ずる法制の規模が定められた」のである（中村孝也『新訂・徳川家康文書の研究』下巻二）。

さて、禁色という言葉を聞いた方も多いただろう。身分や地位に応じて、着用を禁じられた衣裳の色のことだ。深く赤みのある茶色の黄櫨染や、灰色がかった黄緑色の

麴塵は、天皇だけに着用が許される禁色である。徳川將軍の秀忠と家光は浅葱と萌葱の色を好んで使ったのでこの二色は禁色扱いとなった。

身分制社会でいちばん色に敏感なのは、仏教宗派の住持（住職）だったかもしれない。紫衣や黄衣などの法衣は、その色合いで僧の格式身分をすぐ理解できる可視的階層秩序を体現していたからだ。大名が礼式で着用する装束の違いや色合いも同じである。最上級の紫衣はみだりに着用できず、天皇の綸旨を受けて初めて紫衣を身にまとえた。幕府は、豊臣滅亡の前、慶長十八年（一六一三）に「勅許紫衣之法度」を出し、勅許の前に幕府の許可を得る義務を定めた。紫衣認可は、幕府の禁裏統制の手段であり、宗派間や宗派内の権力闘争に介入する道にもつながった。実際に、寺院の方でも杜撰な紫衣の授受をしていた事例も多く、幕府が紫衣法度を梃子に諸宗諸本山法度を出す格好の口実を与えた事件も起きている。

事件は、一報が三宝院に入ったことから始まる。淡路島の真言宗千光寺が無勅許の紫衣を三年来も勝手に着用しているというのだ。知らせたのは在京中の淡路の安楽院であった（慶長廿年六月五日付板倉勝重・崇伝宛安楽院勢与書状『新訂・本光国師日記』第三）。千光寺は淡路島西国三十三ヶ所札所の第一番・先山千光寺に違いない。

住持の名は隆盛といった。他方、三宝院とは門跡寺院にして醍醐寺座主と真言宗醍醐派管長を兼ねる三宝院を指す。三宝院は「不届事」なので「御奉行衆」に回牒せよと答えた。紫衣の無断着用とは筋の悪すぎる話であり、下手すれば己の身にも火の粉がかかってくる。幕府の寺社行政を与る金地院崇伝と京都所司代の板倉勝重という煩さ型に手突っ込まれては叶わない。万事は幕府に任せると逃げを打ったのだ。果たして安楽院の知らせを受けた崇伝と板倉は、千光寺に即時上洛を厳命した（慶長廿年六月五日付安楽院書状、同六日付千光寺宛板倉勝重・崇伝書状『新訂・本光国師日記』第三）。

とにかく家康は、朝廷との結びつきが強い真言宗寺院を警戒していた。家康の統制は、早くも慶長六年（一六〇一）五月に高野山法度条々を出すことから始まる。目的は、高野三方という学侶（密教学の研究と祈禱の集団）、行人（寺院管理と法会実務を仕切る集団）、聖（全国を行脚して高野山信仰を広める集団）を分割し統制を容易にする点にあった。

二条城では千光寺の詮議と並行するかのようになり、関東天台宗東叡山の天台僧正が家康や崇伝の前で、上方の名刹住持らを相手に天台宗以外に「紫衣を着くべからず」「そのうえ僧正に任ぜず」と言い切った。さすがに真言